

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 工藤俊雄
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MARCH 2016
 VOL.572

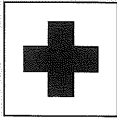
3



●2016 3月号 CONTENTS●

STOPI 転倒災害プロジェクト茨城 ……………2
 大学生等に対するアルバイトに関する
 意識等調査結果等について…4
 派遣労働者の安全衛生確保に万全のご配慮を!! ……………6
 雇用継続給付の申請について……………8
 労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください…9
 「妊娠したから解雇」
 「育休取得者は役職を降りてもらいます」は違法です…10

パートタイム労働法に沿った雇用管理はできていますか?…11
 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」のご案内…12
 「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内…13
 労働基準行政功労者表彰について……………14
 県内の労働災害発生状況……………15
 死亡災害発生状況……………15
 講習会のご案内……………16



「転倒災害」を防止しましょう!

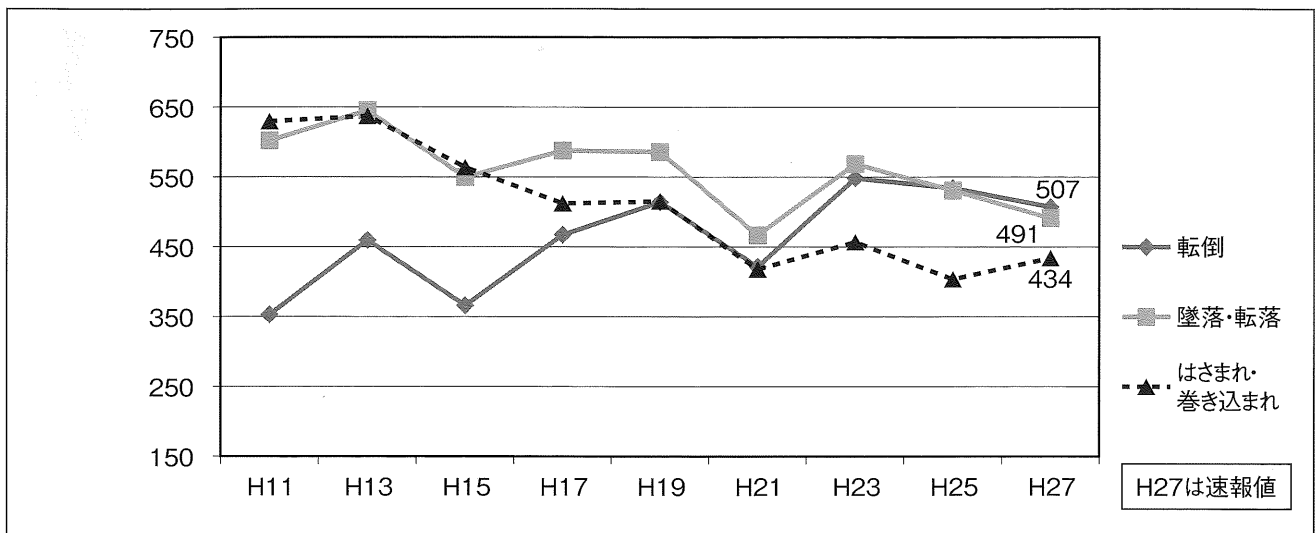
～ あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

STOP! 転倒災害プロジェクト茨城

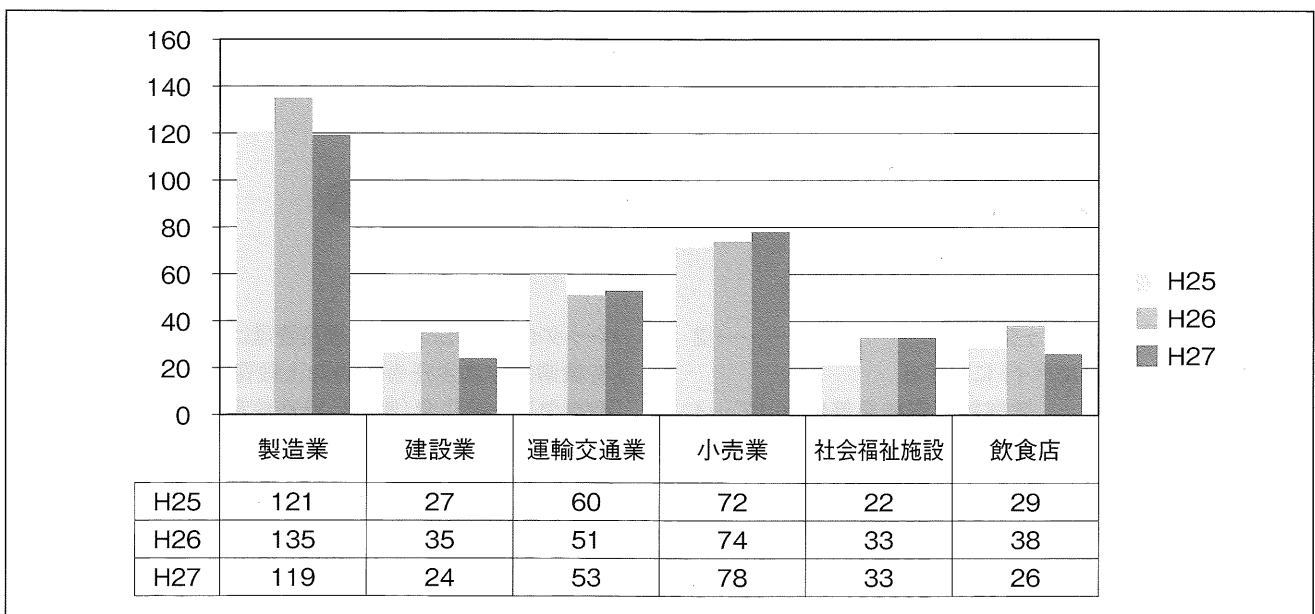
茨城県内における休業4日以上災害について、グラフ1のとおり平成11年から事故の型の推移をみると、増減を繰り返しながら墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれは減少傾向を示していますが、転倒は増加傾向にあり、事故の型では最も多く発生しています。

製造業をはじめとして様々な業種で転倒災害が発生しています。事例として、作業床での滑り、作業場所の床面の凹凸、通路に置かれた障害物等につまづき、作業床の段差を踏み外すなどがあります。

グラフ1 県内における事故の型別災害発生状況の推移



グラフ2 業種別転倒災害発生状況 (各12月末の同時期比較)



転倒災害はすべての業種に共通する課題であり、商業等の第三次産業においては、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれよりも多く発生しています。

転倒災害には、以下のような事例があります。

1 転倒災害の事例

(1) 滑りによる転倒

滑りは、靴と床面の摩擦が低下することにより発生します。滑りやすい床面であり、不適切な履物を使用することにより、転倒するリスクが大きくなります。



(2) つまずきによる転倒

つまずきは、歩行中のわずかな段差や階段の蹴上につま先をぶつけることにより発生します。

(3) 踏み外しによる転倒

踏み外しは、歩行中の前方の穴や段差に足を踏み入れたりすることにより発生します。

つまずきによる転倒(整理整頓)



2 転倒災害を防止するためには、以下の対策が基本です。

- (1) 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の除去及び安全な通路の確保
- (2) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した滑り止め加工された靴の使用推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 転倒予防体操の励行

滑りによる転倒(安全な通路の確保)



「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城2015」を発展・継続させ、「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」がスタートしました。

茨城労働局・各労働基準監督署は、労働災害防止関係団体と協力し、休業4日以上死傷災害で最も多い「転倒災害」を減少させるため、様々な取組を実施します。特に、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働ける職場環境の実現を目指します。詳細は、以下のホームページ等を参照してください。

暗い場所での転倒(照度の確保)

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について

茨城労働局監督課

厚生労働省では、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってきましたが、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果をとりまとめました。

意識等調査結果、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組および各事業主に取り組んでいただきたい事項についてお知らせします。

1 意識等調査結果について（アルバイト経験のある大学生、大学院生、短大生、専門学校生1,000人）

(1) 経験したアルバイトについて

学生が経験した業種は、コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋の順に多かった。

(2) 労働条件の明示について

学生が経験したアルバイトのうち、58.7%が書面で労働条件を明示されなかったと回答（うち、口頭ですら明示されなかったのは19.1%）

(3) 学生が経験したトラブルについて

学生が経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答

・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものは以下のとおり。

準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	13.6%
1日に労働時間が6時間を超えても休憩がなかった	8.8%
実際に働いた時間の管理がなされていなかった	7.6%
時間外や休日、深夜労働について割増賃金が支払われなかった	5.4%

・その他、労使間のトラブルとしては、以下のとおりシフトや仕事内容についてのものが多かった。

採用時に合意した以上のシフトを入れられた	14.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた	14.6%
採用時に合意した以上の仕事をさせられた	13.4%
一方的にシフトを削られた	11.8%

(4) アルバイトによる学業への支障について（主なもの）

試験の準備期間や試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった

シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかったため授業に出られなかった

2 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組について

以下の取組について、文部科学省、大学団体等と連携して推進します。

(1) 事業主団体への要請等

ア 事業主団体への要請(新規)

労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフト設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただくことなどについて要請を実施。

イ 学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換(新規)

学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題について文書要請や意見交換を実施。

ウ 都道府県労働局長による助言・指導等の実施

(2) 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

ア チラシ・冊子等の作成による周知・啓発(新規)

学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたい事等を示したチラシ・冊子等を作成し、周知・啓発に努める。また、労働条件通知書のモデル様式を学生に配布し労働条件確認の利用促進を図る。

イ 高校生向けアンケートの実施による実態把握(新規)

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い、今後の対策につなげる。

ウ 高校生に対する労働法教育の充実(来年度要求)

労働法について、高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような教材を含む学習プログラムを作成。

エ 高校、大学等への労働法制の普及に係る講師派遣やセミナー等の実施(拡充)

大学の学生支援部署の職員向けの冊子等の作成・配布。

オ 「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの全国での実施等(拡充)

(3) 相談への的確な対応

ア 大学における出張相談(新規)

学生数が多い大学等を中心に年1回程度(アルバイトキャンペーン期間中)、都道府県労働局による出張相談を実施。

イ 労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応(一部新規)

労働基準監督署、総合労働相談コーナーにおいて、懇切丁寧な対応を行う。

アルバイトキャンペーン期間中に若者相談コーナーを常設する。

夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

ウ 申告、相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

学生アルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

3 各事業主に取り組んでいただきたい事項

学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての配慮をお願いします。

派遣労働者の派遣元と派遣先の事業者の皆さまへ

 茨城労働局労働基準部健康安全課

派遣労働者の安全衛生確保に 万全のご配慮を!!

集合形態の多様化等により、非正規労働者の割合が高くなっている中、派遣労働者の労働災害が増加しており、中でも、経験期間の浅い方の労働災害の占める割合が高くなっています。

●派遣労働者の安全衛生の確保のため、万全のご配慮をお願いします。

◆ 派遣元・派遣先事業者が行う安全衛生教育

- ・派遣労働者については、雇入れのとき・派遣先が変わったとき・作業内容が変わったときの安全衛生教育は派遣元において、危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先において実施する必要があります。

<安全衛生教育>

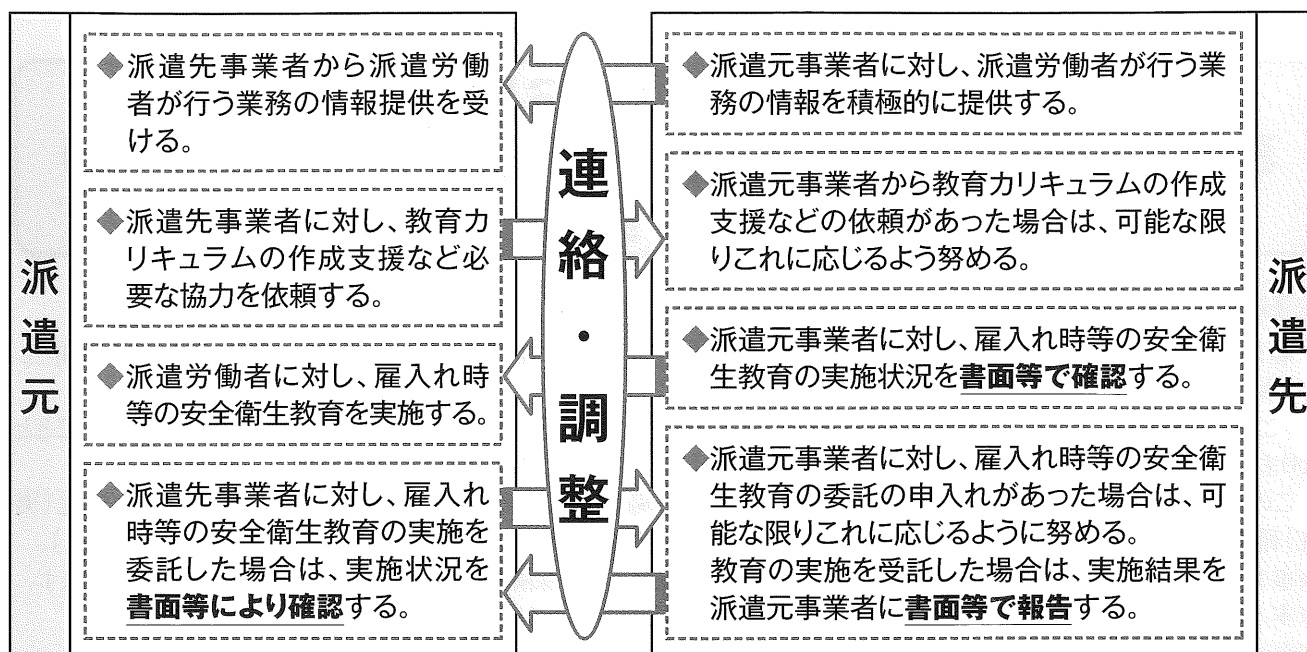
派遣元	派遣労働者を雇入れたとき	雇入れ時教育
	派遣先事業場を変更したとき	作業内容変更時教育
派遣先	法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるとき	特別教育
	受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したとき	作業内容変更時教育

◆ 就業制限業務への有資格者の配置

- ・派遣先事業者は、フォークリフト・クレーンの運転、玉掛け作業、ガス溶接等の就業制限業務に従事する派遣労働者に対し、当該業務に係る資格を有していることを確認してください。

◆ 派遣元・派遣先事業者が連携して行う事項

- ・派遣労働者の安全衛生の確保のためには、派遣元事業者と派遣先事業者が十分に連絡・調整することが重要です。



◆ 安全衛生活動への配慮

- ・ 派遣労働者が危険予知活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動等の安全衛生活動に参加できるように配慮してください。

◆ 特殊健康診断の確実な実施

- ・ 派遣先事業者は、一定の有害業務（放射線業務等）に常時従事する派遣労働者に対し、雇入れの際、当該業務へ配置替えの際やその後一定期間以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。また、特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元に送付してください。
- ・ 派遣先は、一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録を作成・保存するとともに、派遣元に提供してください。

◆ 労働災害が発生したとき

- ・ 派遣労働者が労働災害等により死亡したとき、または休業したときには、派遣元と派遣先双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

◆ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析

- ・ 派遣労働者も含めた一定規模の集団ごとにストレスチェック結果を集計・分析し、その結果に基づく措置を実施することが望まれます。

厚生労働省 ホームページ 「派遣労働者の安全衛生対策について」をご参照ください。

雇用継続給付の申請を行う事業主等の皆さまへ

平成28年2月16日より、 事業主等が雇用継続給付の申請を行う場合の 個人番号の取扱が変更になります。

1. 改正の内容について

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年2月16日に施行され、雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由することとなります。

これにより、雇用継続給付の申請を行う事業主は、番号法上は『個人番号関係事務実施者』として取り扱うこととなりました。

このため、今後、事業主が、雇用継続給付の申請を行う場合、下記2により、従業員の個人番号確認や身元(実在)確認を行うこととなります(ハローワークへ代理権の確認書類や個人番号確認書類の提出は必要ありません)。

※事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。

※本人が提出することも可能ですが、原則として、事業主からの提出をお願いします。

2. マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認(正しい番号であることの確認)、②身元(実在)確認(番号の正しい持ち主であることの確認)が必要です。

《本人確認の方法(概要)》

番号確認	身元(実在)確認
マイナンバーカード(マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます)	
通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)	a~cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/ 療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c aまたはbがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元(実在)確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元(実在)確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

3. よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届出することは義務なのですか？

A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q3 返戻書類には個人番号が記載されますか？

A3 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

Q4 労使協定は必要ですか？

A4 いいえ。省令改正後は、原則として、事業主を経由して申請を行うこととなりますので、労使協定は必要ありません。



労働保険関係手続のオンライン申請を ご活用ください。～業務の効率化、 コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。

「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、労働基準監督署やハローワークの窓口に行かなくても、24時間いつでも労働保険の手続きが行えます。

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】 年間15,000～20,000円程度

- 書面で申請を行う場合のコスト……………約30,000円
 - ・年間の社会保険・労働保険関係の届出……………6回
 - ・行政機関滞在時間、移動時間……………2時間
 - ・1回当たり往復交通費……………320円
 - ・時間当たり給与……………2,383円
$$\rightarrow 2,383円 \times 2時間 \times 6回 + 320円 \times 6回 = 30,516円$$
- オンライン申請を行う場合のコスト
 - ・電子証明書の取得費など……………10,000～15,000円程度
(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は500円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。

また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。

なお、e-Govの使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

- オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)
- オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

例えば・・「妊娠したから解雇」「育休取得者は役職を降りてもらいます」は違法です

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」では、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇・雇い止め・降格などの不利益取扱いを行うこと(いわゆる「マタニティ・ハラスメント」)を禁止しています。

◇禁止される不利益取扱いの例

以下のような事由を理由として	以下のような不利益取扱いを行うことは違法です
<p>妊娠中・産後の女性労働者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、出産 ・ 妊婦検診などの母性健康管理措置 ・ 産前・産後休業 ・ 軽易な業務への転換 ・ つわりなどで仕事ができない、労働能率が低下 ・ 育児時間 等 <p>子どもを持つ労働者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業 ・ 短時間勤務 ・ 子の看護休暇 ・ 時間外労働、深夜業をしない 等 	<p>不利益取扱いの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇、雇い止め ・ 契約更新回数の引き下げ ・ 退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要 ・ 降格 ・ 減給 ・ 賞与等における不利益な算定 ・ 不利益な配置変更 ・ 不利益な自宅待機命令 ・ 昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う ・ 仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為

～ 例えば、以下のようなケースが違法になります ～

- <ケース1>** 妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした。 → **違法**
- <ケース2>** 育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した。 → **違法**

◇妊娠・出産、育休等を理由として不利益取扱いを行うとは？

- ・ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の違反の要件となっている「理由として」とは妊娠・出産、育児休業等の事由と不利益取扱いとの間に「因果関係」があることを指します。
- ・ 妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として「理由として」いる(事由と不利益取扱いとの間に因果関係がある)と解され、法違反となります。
- ・ 原則として、妊娠・出産、育休等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」いる」と判断します。

◇ご注意ください!!

法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。妊娠、出産等をした労働者に対して雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めてご確認をお願いします。

上記に関する問い合わせは、茨城労働局雇用均等室 (TEL 029-224-6288) まで

パートタイム労働法に沿った雇用管理はできていますか？

短時間労働者を雇い入れた際には、以下の1、2の措置を講ずる必要があります。

(※この場合の「雇い入れ」は契約更新時も含まれます。)

1. 労働条件に関する文書の交付等

第6条〔対象者：すべてのパートタイム労働者〕

1. 事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、「昇給の有無」※1、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」※2を文書の交付などにより明示しなければならない。→違反の場合は10万円以下の過料(第31条)
2. 事業主は、1の4つの事項以外のものについても、文書の交付などにより明示するように努めるものとする。

パートタイム労働は短時間の勤務ということから多様な働き方があり、雇い入れ後に労働条件について疑問が生じ、トラブルになることも少なくありません。このため、雇入れの際、特にトラブルになりやすい4つの事項について、文書の交付などにより明示することが義務付けられています。

※1:「昇給」とは、一つの契約期間の中での賃金の増額をいいます。賃金の増額があるかないかを、はっきり明示する必要があります。

※2:「相談窓口」とは、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口であり、パートタイム労働法第16条により、相談に対応するために整備するものをいいます。

(労働条件通知書モデル例)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

2. パートタイム労働者を雇い入れた時の説明義務

第14条〔対象者：すべてのパートタイム労働者〕

1. 事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善措置の内容を説明しなければならない。

パートタイム労働者の中には、通常の労働者との待遇の格差があることについて、その理由が分からず不満を抱く人も少なくないのが実情です。パートタイム労働者がモチベーションを高めその能力を有効に発揮し、企業の生産性を上げるためにも、自分の待遇について納得して働くことが重要です。このため事業主に対して、以下の事項の説明が義務付けられています。

【説明義務が課せられる事項】

待遇の差別的取扱いの禁止、賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用及び通常の労働者への転換を推進するための措置。

- ・説明の方法としては、雇い入れたときに、個々の労働者ごとに説明を行うほか、雇入れ時の説明会等に、複数のパートタイム労働者に同時に説明を行うことも差し支えありません。
- ・口頭により行うことが原則ですが、説明すべき事項が漏れなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付すること等によることも可能です。また、口頭による説明の際に、説明する内容等を記した文書をあわせて交付することは望ましいことです。

※また、雇用しているパートタイム労働者から求められたとき、事業主は、法第6条、第7条及び第9条から第13条までについて、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することも義務付けられています。(第14条第2項)

その他、パートタイム労働法は、「通常の労働者への転換の推進措置」(第13条)等、パートタイム労働者を雇用している事業主が講ずべき措置に関する様々な規定があります。詳細は以下までお問い合わせいただくか、厚生労働省HPをご覧ください。URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060383.html>

「有機溶剤作業主任者能力向上教育(定期又は随時)」のご案内

平成26年8月25日厚生労働省令第101号にて、「有機溶剤中毒予防規則」の改正が行われ、特別有機溶剤(業務)については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了したのから特定化学物質作業主任者を選任することとなったところですが、関係法令等の改正状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与しその能力の向上を図り、以って事業場における安全衛生水準の向上を目指す観点より、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針別表19により有機溶剤作業主任者に対する標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

ついては、今般、当連合会において、上記の趣旨を踏まえ、標記の能力向上教育を下記により実施することになりましたので、貴事業場における有機溶剤作業主任者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

なお、講習修了者には「有機溶剤作業主任者能力向上教育修了証」を当日交付します。

記

- 1. 講習日時 平成28年4月22日(金) 9:00~17:20
(※受付は30分前より始めます。)
- 2. 講習会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- 3. 受講料 1名につき 12,340円(税込)
テキスト代 2,160円(税込)
(※テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内)を上記に加算願います。)
- 4. 定員 60名
- 5. 申込受付期間 平成28年3月10日(木)~4月15日(金)
先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
- 6. 問合せ・申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階

有機溶剤作業主任者能力向上教育(定期又は随時) 申込書

受講番号	職名	氏名
※		

※ 受講番号欄は記入しないでください。

事業場名		協会員 コード番号	
所在地	〒		
電話番号	()		
担当者職氏名	印		

(注) 1. 押印の上、郵送もしくは窓口にてお申込みください。FAXでのお申し込みは不可です。

「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内

酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある場所における作業(第2種酸素欠乏危険作業)に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項)

つきましては、今般、当連合会において、前記労働者を対象に下記により標記の特別教育を実施することといたしましたので、貴事業場における当該作業の安全衛生の確保を図る観点から、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

なお、本教育修了者は、酸素欠乏症等防止規則第12条第1項の特別教育(第1種酸素欠乏危険作業にかかる特別教育)の修了も兼ねることを申し添えます。

記

1. 日 時：平成28年4月25日(月) 9:00～15:35 (※受付は30分前より始めます。)

2. カリキュラム：

科 目	時 間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間
酸素欠乏症等の症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処生の方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間

3. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)

4. 受 講 料：8,496円(税込)
(内訳：受講料7,200円・テキスト代1,296円 ※テキストは当日会場でお渡しいたします。)

5. 定 員：100名(但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)

6. 申込受付期間：平成28年3月15日(火)～4月18日(月)

7. 申 込 方 法：申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込みください。
なお、受講料・テキスト代は、受講票が届いてから、振込をお願いいたします。

振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金No.870031 名義(一社)茨城労働基準協会連合会」

8. 申 込 先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
電話 029-225-8881 FAX 029-227-4507

(※切り取らずにファックスしてください)-----

酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育 申込書

申込受付番号	FAX 029-227-4507		
事業場	名称		
	所在地	〒	
	業種	労働者数	名
担当者所属部署		協会員 コード番号	
担当者氏名		連絡先 TEL	() -
受講者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日

(注)1.1名につき1枚の記入で申込みください。(コピー可)

労働基準行政功労者表彰について

労働基準行政に係る施策の推進等に顕著な功績があり他の模範と認められる方に対して、労働基準行政功労者表彰が行われています。

今年度の厚生労働省労働基準局長表彰該当者は、一般社団法人龍ヶ崎労働基準協会長の倉沢修市氏と、医療法人財団県南病院長の塚田篤郎氏、及び国立病院機構茨城東病院長の齋藤武文氏の3名です。



倉沢修市氏(右) 中屋敷茨城労働局長(左)



塚田篤郎氏(右) 中屋敷茨城労働局長(左)

県内の労働災害発生状況速報
(平成28年1月末現在)



業種別		平成27年	前年同期
計		(33) 2,781	(40) 2,780
製造業		(2) 785	(9) 817
鉱業		(0) 7	(1) 4
建設業		(12) 340	(10) 365
内訳	土木	(5) 81	(1) 77
	建築	(4) 163	(6) 185
	その他	(3) 96	(3) 103
運輸交通業		(7) 383	(6) 388
貨物取扱業		(1) 28	(2) 38
農林業		(2) 49	(0) 55
畜産水産業		(1) 148	(2) 117
商業		(5) 366	(4) 362
その他		(3) 675	(6) 634

(注) ()内は、死亡者で内数

平成27年死亡災害発生状況

2月発生追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
2月 0~1時	管理者 40歳代 18年	その他の 小売業	その他	課長職として他店舗に昇進異動となり、旧新職場の引継ぎ等を行っていたが、異動発令から約1か月後、業務中に倒れた。3日後に心療内科で「適応障害」と診断され、同日、自死した。調査の結果、業務による出来事の心理的負荷の強度が「強」と判断され業務上と決定された。
			起因物なし	

平成28年死亡災害発生状況

1月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
1月 10~11時	作業者 70歳代 15年	その他の 建築工事業	墜落・転落	屋外資材置き場屋根の下地上で、同僚と2名で、屋根材の鋼製波板(0.82×6.15m)1枚と鋼製足場板(幅0.24m)3枚を足場として作業中、屋根材を持ち上げたところ、突風に吹かれて屋根下地の端部(高さ4.15m)から地上(アスファルト舗装)に墜落し、死亡した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	

講習会のご案内(3月中旬~4月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
4/12~13・14・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/18~19・20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
3/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/19~20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ガス溶接		
4/22~23	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
玉掛け		
3/10~11・13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/7~8・9	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
フォークリフト運転(学科)		
4/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/3	セメダイン(株)茨城工場 (古河市)	古河協会
4/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
4/5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
4/5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/6	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/9	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
4/28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
床上操作式クレーン運転		
3/10~11・12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
4/21~22・23	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
小型移動式クレーン運転		
3/10~11・13	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
4/11~12・13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/19~20・24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
3/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
4/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
4/21~22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
特別教育・その他の講習		
電気取扱業務(低圧)		
3/11~12	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
4/21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

電気取扱業務(高圧)		
4/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
4/13・14・15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/15~16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
酸素欠乏危険作業(第2種)		
4/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者能力向上教育		
4/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
3/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/17~18	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
4/2~3	平成館 (古河市)	古河協会
4/14~15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
4/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
4/21~22	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
4/21~22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
安全衛生推進者講習		
4/26~27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
安全管理者選任時研修		
4/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
新入社員安全衛生教育		
4/8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
4/11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/12	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
4/23	平成館 (古河市)	古河協会
保護具着用管理者研修		
3/16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478